

## 公募型プロポーザル方式に係る手続きの開始について

下記の委託業務について、公募型プロポーザル方式に係る手続きの開始にあたり、参加希望者の募集を行う。

令和6年3月29日（金）

静岡市長 難波 喬司

### 1 業務概要

#### (1) 業務名

令和6年度 経海B委第1号 旧三保飛行場の利活用に係る計画検討業務

#### (2) 業務目的

本市の三保半島先端に位置する旧三保飛行場は、従来、救難飛行等の目的で活用されていたが、現在は場外離着陸場としての運用が終了し、有効活用されていない。

こうした中、今後は、次世代エアモビリティ、空中ドローンをはじめとする、新たな空の移動手段の研究開発、社会実装が国内外で進むことが想定され、そうした社会の下での従来と異なる用途を含めた旧三保飛行場の有効活用について検討を行う必要性が生じている。

そこで、本業務においては、旧三保飛行場の様々な活用可能性やその条件を調査し、それらの実現に必要な離着陸施設および関連空域のあり方、さらに、その活用および施設の整備管理が持続可能となる体制や手法、事業性等について検討し、それらをもとに最適な利活用のあり方を旧三保飛行場利活用計画として取りまとめることを目的とする。

利活用の検討に際しては、旧飛行場の特性を活かし、次世代エアモビリティ等の研究開発の実証フィールドとしての可能性にとどまらず、隣接する清水港周辺における海洋研究開発拠点との連携や、名勝、世界文化遺産の指定を受けている三保松原の価値の向上、三保半島の観光や地域振興に資する多様な利活用可能性を調査検討する。

#### (3) 履行期限

令和7年3月24日（月）

#### (4) 契約上限額

本業務の契約上限額は、12,000,000円（消費税及び地方消費税込）とする。

### 2 参加表明書及び企画提案書を提出するために必要な要件

次に掲げる条件をすべて満足している単体企業又は設計共同体であること。設計共同体の場合、(1) (6) (7) (8) (9)については構成員すべてが、(2) (3) (4) (5)については設計共同体として要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡市における建設関連業務委託に係る競争入札参加資格のうち、土木関係建設コンサルタント業務に係る競争入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (3) 建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年 4 月 15 日建設省告示第 717 号）に基づく「都市計画及び地方計画部門」および「港湾及び空港部門」の登録を受けていること。
- (4) 以下に示す、同種業務について、平成 26 年 4 月 1 日以降に完了した実績を有すること。
  - ・同種業務：①離着陸施設（空港等）の計画、設計に関する業務
  - ②官民連携による施設整備運営の計画に関する業務
- (5) 以下に示す、アを満たす管理技術者を当該業務に配置できること。なお、参加表明書の提出期限までに当該登録を受けていない場合にも登録資格を有していれば参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該登録の登録申請書の写しを提出するものとし、当該業者が選定されるためには選定通知の日までに登録を受け、登録書の写しを提出しなければならない。

また、管理技術者は担当技術者を兼ねることができるが、この場合、「予定技術者の技術力と実施体制」の評価は、管理技術者として評価を行い、担当技術者としての評価は行わないものとする。

ア技術士（建設部門「都市及び地方計画」）又は建設部門「港湾及び空港」の資格を有する者
- (6) 参加表明書の提出期限の日から契約の時までの期間に、静岡市入札参加資格停止等措置要綱（平成 31 年 4 月 1 日）に基づく入札参加停止を受けていないこと。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く）でないこと、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く）でないこと。
- (8) 暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成 25 年静岡市条例第 11 号）第 2 第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有するものであるおそれがあると市長が認める者でないこと。
- (9) 参加表明書の提出期限までに上記条件にかかる資格登録を受けていない場合にも登録資格を有していれば参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該登録の登録申請書の写しを提出するものとし、当該業者が選定されるためには選定通知の日までに登録を受け、登録書の写しを提出しなければならない。

### 3 説明書等の配布期間、配布方法

#### (1) 配布期間

令和6年3月29日（金）の午前8時30分から  
令和6年4月12日（金）の午後5時15分まで

#### (2) 配布方法

静岡市ホームページへの掲載による。  
静岡市ホームページ⇒事業者向け⇒事業者募集  
「公募型プロポーザル方式に係る手続きの開始について  
令和6年度 経海B委第1号 旧三保飛行場の利活用に係る計画検討業務」  
<<http://www.city.shizuoka.lg.jp/jigyousyabosyu/s013045.html>>に掲載する。

### 4 参加表明書及び企画提案書等の提出

#### (1) 提出期間

令和6年4月1日（月）午前8時30分から  
令和6年4月15日（月）の正午までの間（土、日曜日、祝日を除く）  
（郵送の場合は令和6年4月15日（月）正午必着）

#### (2) 提出先

〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号  
静岡市 経済局 海洋文化都市推進部 BX推進課 BX推進係  
[連絡先] TEL：054-354-2658 FAX：054-353-1022  
E-mail：bx-suishin@city.shizuoka.lg.jp

#### (3) 提出方法

上記提出先まで持参または郵送にて提出すること。

### 5 ヒアリングについて

企画提案書提出後、内容について確認をするため、必要に応じてヒアリングを実施する。

### 6 見積参加予定者の特定及び見積参加者の決定

(1) 企画提案審査会において、提出された企画提案書を審査及び評価し、最も評価の高い者を見積参加予定者として特定する。ただし、評価の最も高い者が2者以上あるときは、その中で見積額の最も低い者を見積参加予定者として特定することとし、また、見積額の最も低い者が2者以上あるときは、当該者のくじ引きにより見積参加予定者を特定する。その後、評価結果を静岡市商工部委託業者等選定部会に諮り見積参加者を決定する。

(2) 企画提案審査会の審査結果については通知する。（令和6年4月下旬を予定）

## 7 その他

- (1) 詳細は、「企画提案書作成要領」によるものとする。
- (2) 手続きに用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (3) 照会窓口は、〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号 静岡市 経済局 海洋文化都市推進部 BX推進課 BX推進係（電話番号 054-354-2658）とする。